

## 新型コロナウイルス関連情報（災害事態宣言の期限延長他）

- ポルトガル政府は5月31日まで発動されていた「災害事態宣言」の期限を6月14日23:59分まで延長する旨決定いたしました。
- また、1日より、規制緩和計画第3期への移行が決定されましたが、感染者数の拡大が見られるリスボン首都圏については一部の制限解除を先送りする旨発表しております。第3期における主な緩和事項は以下のとおりです。

### （1） 一般的規則

- ・これまで禁じられていた10人以上の人の集まりに関し、人数制限を20人までに緩和する（リスボン首都圏は引き続き最大10人まで）。
- ・一般市民による外出自粛義務を廃止。
- ・最大20人が集まる祝賀行事は保健当局の規則に従うことを条件に許可。適切なスペースを維持した宗教的儀式、家族行事（結婚式や洗礼式等）や法人行事等は保健当局がガイドラインを策定する。
- ・マスクまたはフェイスシールドの着用義務は10歳以上を対象とする。ただし、着用が適さない旨の医療証明を有する者はその限りではない。

### （2） 公共交通機関

リスボン首都圏は定員5人以上の乗り物の乗員数は家族の場合を除き3分の2までの制限措置及びマスク着用義務を継続。

### （3） 勤務体制

テレワークの原則を廃止し、グループ別に勤務時間をずらした勤務体制を導入。ただし、以下の者については引き続きテレワークを継続。

ア 免疫不全または慢性疾患患者として特別保護の対象であることを証明する医療証明書を有する労働者

イ 障害の程度が60%以上の労働者

ウ 12歳未満の子供及び扶養家族、並びに教育機関等の閉鎖により自宅で介助等が必要な障害児童を有する労働者

エ 保健当局あるいは労働環境当局が規定する物理的スペースや労働環境が遵守されない労働環境下の労働者

### （4） 公共サービス

窓口での対応は事前予約制を継続。リスボン首都圏は6月4日まで閉鎖を継続。

### （5） 商業・レストラン

ア 400平方メートルまでの路面店または店舗内の400平方メートル相当の部分の営業開始の営業開始。リスボン首都圏は6月4日までショッピングセンターを引き続き閉鎖とする。また、6月4日まで、400平方メートル以上の店舗の営業再開については各自治体長がその可否

を検討する。また、リスボン首都圏以外のフードコートの営業再開を許可。

イ ケータリング及び同類店は、対面する客同士の間は何らかの隔たりを設置し、各テーブル間が1.5メートル離れている場合は、定員50%までの制限は適用されない。レストランは定員50%以下の規則及び各テーブル間の距離を2メートル離すことを遵守するか、あるいは各テーブル間の距離を1.5メートル離し、同じテーブルで食事をとる客同士の間には空気を通さない隔たりを設置した場合、定員制限は適用されない。

#### (6) 学校

ア 6月1日以降、保健当局の定める物理的距離の維持や衛生規則に沿った形で就学前教育施設の活動を再開。6月15日以降は学校施設以外での学童を再開。3学期終了日（6月26日）以降、学童全般を再開。

イ 学年末試験の実施が取りやめとなった外国やインターナショナル・スクールの中等教育を受けている学生に対し高等教育へのアクセスを保障するための例外的措置法案を承認。

#### (7) 文化関連

保健当局の規定に沿った形での講堂、映画館、劇場、コンサートホール、屋内・外のプール、体育館等を再開。展示館、映画館及び同類施設については館内における観客間の物理的距離が維持され、マスクまたはフェイスシールドの着用義務等の公共衛生の規則に沿った形での営業再開を許可。

#### (8) スポーツ

保健当局の規定に沿った形でのジム施設の再開

#### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp